

## 【第3回横浜市技能文化会館指定管理者審査委員会 議事録】

- ・日 時 : 平成17年10月4日 9時00分～14時00分
- ・場 所 : 横浜市技能文化会館5階特別会議室  
          〃          8階大研修室(公開ヒアリング:10時00分～11時50分)
- ・出席者 : (委員)  
          千賀委員長、赤堀委員、佐々木委員、松田委員、山本委員

### 次 第

- 第一部 公開ヒアリングに先立つ審議
- 第二部 公開ヒアリング  
          参加応募団体(2団体)
  - ・株式会社ファンケルホームライフ
  - ・財団法人横浜市勤労福祉財団 (くじ引きの結果によるヒアリング順)
- 第三部 審査(採点)

### 【第一部】

#### 1 定足数の確認について

- ・審査委員は全員出席。
- ・横浜市技能文化会館指定管理者審査委員会の設置等に関する要綱第6条第3項の規定を満たし定足数に達し、会議が有効に成立していることを確認。

#### 2 接触禁止規定違反の確認について

応募者が審査委員又は本市職員に接触し、公募要項8-(3)-ウ「接触の禁止」に反した事実はなかったことを確認。

#### 3 会議の公開・非公開について

公開ヒアリングを除く今回の会議(当議事録では「第一部」及び「第三部」)について、公開・非公開を審議。

(委員長意見)

公開することによって公正・公平な審査を阻害することになること、審査対象となる応募書類には応募団体の著作権を含むことから、非公開が望ましい。

(審議内容)

委員長意見に他の委員も同意し、今回の会議会は非公開とすることを決定。

#### 4 追加資料の取扱いについて

前回委員会の審議に基づき、必要な補足資料を事務局から応募団体に要求した。(資料は各委員へ事前送付済み)。この資料の取扱いについて審議。

(審議内容)

- ・応募書類中の記載内容に、公募要項等の理解不足を感じる箇所がある。
- ・審査の各段階で不明な点は確認・調査し、不足があれば追加要求する必要性がある。その過程で発生した資料であり、審査の対象に含めるのが妥当。
- ・応募団体の提案内容に疑問点があれば、公開ヒアリングの場でも確認することになり、その内容は審査対象となる。このことから、必要な補足説明として要求、提出された資料は、審査対象として取り扱うことで良い。

## **【第二部】**

### 公開ヒアリング

くじ引きにより、株式会社ファンケルホームライフ、財団法人横浜市勤労福祉財団の順で実施。

## **【第三部】**

### 1 報告事項

(事務局説明)

第2回委員会議事録の内容の確認。

### 2 議事

#### (1) 審査方法について

審査方法について確認。

#### (2) 審査

(経過)

各審査委員の採点表を回収、事務局で第一次の集計を行い、発表。

その後、審査委員の討議・調整を経て第二次の集計、最終得点を確定した。

(審議内容)

**株式会社ファンケルホームライフ**

- ・経営感覚や事業への意欲など、「攻め」の姿勢は評価できる。
- ・収支計画は評価できる。また経営状況も良い。
- ・公募要項や業務に基準について、多少理解不足の面が見受けられる。
- ・技能職振興について。企画面の充実が課題である。
- ・警備員の勤務体制、派遣労働者の指揮監督職員、派遣職員受入期間などの項目について、

実施するにあたり留意する必要がある。

**財団法人横浜市勤労福祉財団**

- ・過去の実績から、安定した運営は可能と思われる。
- ・技能職振興については利用者にとって堅実な提案内容となっている。
- ・従前の管理運営についての総括や反省が見られず、斬新で積極的な提案がないため、今後の改革の意欲が感じ取ることができない。
- ・提案内容や目標について具体的プロセスの説明が不足し、説得力に欠けている。
- ・受託事業の枠から抜け出しておらず、経費削減、人員体制の見直しなどが十分ではない。

(審議内容)

- ・審査得点の上位となった株式会社ファンケルホームライフを優秀提案者に決定する。
- ・警備員の勤務体制など、各委員が指摘した株式会社ファンケルホームライフの提案内容を実施する際の留意点については、後日審査委員会として確認する。
- ・留意点については、後日、委員長から同社に確認した後、全員の了解を得て審査報告書がまとめられた。